

「規制改革ホットライン」集中受付実施要項

内閣府 規制改革推進室

1. 集中受付の趣旨

「規制改革会議」においては、平成 25 年 6 月の答申後、7 月より新たな議論を始めたところですが、「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革に関する提案を一層積極的に取り上げることとしています。

そこで、集中的な周知活動を行うことにより、「規制改革ホットライン」の認知度を向上させ、国民や企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として、「規制改革ホットライン」の集中受付を実施いたします。

2. 提案の主体

個人・民間事業者・NPO・各種団体・地方自治体等を問わず、どなたでも直接、御提案いただけます。

3. 集中受付期間

平成 25 年 10 月 1 日（火）～ 10 月 31 日（木）まで

4. 募集する提案

募集する規制改革に関する提案は、以下のとおりです。

次のような事業やプロジェクト、サービス又は生活の向上等に関する規制について、見直すべきと考えられるもの。

- ①新しい事業やプロジェクトを立案したものの、規制が障害となって実現できなかったもの。
- ②国民の生活の安定や向上、さらには質の高いサービスの提供を妨げているもの。

③法律又は政令の明確な委任がなく、省令等下位規範を根拠としているもの。

※ 日常生活や仕事において不便を感じている、あるいは改善を図るべきと思える規制・制度について具体的な御提案をお寄せ下さい。

5. 提案の取扱い

受け付けた提案は、内閣府規制改革推進室において、事実関係の確認及び精査等を行った上で、所管省庁に検討要請を行います。

また、その検討結果を「規制改革会議」に報告します。

更に精査・検討を要すると認められる事項につきましては、所管省庁に再検討を要請するとともに「規制改革会議」においても自ら検討し、改善措置を図る必要がある事項について答申に盛り込みます。

なお、所管省庁が自ら実施するとした事項は迅速な対応を求めます。

規制改革推進室は、

- ① 所管省庁からの検討結果（更に精査・検討を要すると認められる事項について、規制改革会議（各ワーキング・グループ）において対応する旨を付記）
- ② 規制改革会議の審議結果
- ③ 所管省庁が講じた措置の内容（講じようとする措置の内容）

について、内閣府ホームページで公表します。

6. 留意事項

下記に該当する場合など、お寄せいただいた御提案の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承下さい。

- 提案の内容が規制改革と無関係な場合
- 特定の個人・法人等に関する情報であって、その個人・法人等が識別され得る記述がある場合
- 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- 記載された情報が虚偽であると判明した場合

○提案が所定の要件を満たさない場合（必須項目に未記入箇所がある場合）
など

氏名・電話番号・メールアドレスは、後日、お寄せいただきました提案の内容を補足的にお伺いする場合がありますことから御記入いただくものです。

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）、
「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）
等に基づき、また、その趣旨を踏まえて適切に取り扱います。

7. 問い合わせ先

「規制改革ホットライン」について御質問がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。なお、電話による提案の受付は行っておりませんので、御了承下さい。

【規制改革ホットライン担当】

電話：03-5253-2111（内線46217又は46218）
月曜日～金曜日 9時30分～18時15分